

令和5年6月

令和5年度「いさはやエコフェスタ」
実施業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領（以下「本実施要領」という。）は、諫早市が実施する環境啓発イベントである令和5年度「いさはやエコフェスタ」を委託するにあたり、最も適したイベントを提案する事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

令和5年度「いさはやエコフェスタ」実施業務

(2) 開催目的

「いさはやエコフェスタ」は平成12年度から開催しており、当初は主に生活排水対策に関する市民啓発を目的として開催していたが、現在は廃棄物対策やリサイクル、地球温暖化対策などを加えた、環境全般に関する市民の意識向上を図ることを目的としている。

(3) 業務内容

別添「令和5年度「いさはやエコフェスタ」実施業務仕様書のとおり

(4) 業務場所

いさはやアエル中央商店街 外

(5) 選定方法

質の高い提案を幅広く求め、総合的に比較検討するため、公募型プロポーザル方式に基づき事業者を選定することとする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

(7) 提案上限額

2,400,000円（消費税及び地方消費税含む）

本プロポーザルにおける提案時の見積額はこの金額を越えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

(8) 主催者及び事務局

① 主催者 諫早市（以下「本市」という。）

② 事務局 諫早市地域政策部環境政策課（以下「事務局」という。）

住 所 〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号

電 話 0957-22-1500（代表）

F A X 0957-22-2579

電子メール kankyouseisaku@city.isahaya.nagasaki.jp

3. 応募資格要件

(1) 参加者の構成

本プロポーザルに参加しようとする者は、事業者又は複数の構成員からなる自主的に結成された共同体（以下「共同体」とする。）とする。

（２）参加資格要件

事業者又は共同体は、参加表明書の提出日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- ② 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- ③ 令和５年４月１日現在、諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っていること。但し、共同体の場合、代表構成員以外はこの限りではない。
- ④ 本市に本社（本店）を有し、本市に法人・事務所等設立届出書が提出されている者であること。
- ⑤ 公告日以降契約締結日までに、本市から指名停止措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条又は第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）でないこと。
- ⑦ 諫早市暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

４．実施日程 ※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

	事項	実施期間又は期日
1	公告（募集開始日）	令和５年６月 ６日（火）
2	参加表明書等提出期限	令和５年６月１６日（金）
3	参加資格審査結果通知	令和５年６月２３日（金）
4	質問受付期限	令和５年６月３０日（金）
5	質問回答期限	令和５年７月 ７日（金）
6	企画提案書等提出期限	令和５年７月２１日（金）
7	審査（企画提案書説明会）	令和５年７月 日時未定
8	審査結果通知	審査実施後１０日以内
9	契約締結	令和５年８月初旬

5. 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の方法により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書

①様式1-1（単独の場合）

②様式1-2及び様式1-3（共同体の場合）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和5年6月16日（金）必着

(4) 提出場所

2. 業務概要「(8) 主催者及び事務局」に同じ

(5) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにする。

ただし、やむを得ない事情により直接来庁できない場合は、郵送での提出受付も検討するので、諫早市地域政策部環境政策課に事前に電話連絡を行うこと。

(6) 結果通知

参加資格の審査結果については、令和5年6月23日（金）に参加表明を行ったすべての事業者に対して通知する。

6. 質疑

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式6）

(2) 提出方法

電子メールに限る。

電子メールアドレス：kankyouseisaku@city.isahaya.nagasaki.jp

※件名は次のとおりとすること。

件名：【エコフェスタ_質問】事業者名

※電子メールの到達を電話で確認すること。

電話番号：0957-22-1500（代表）

(3) 提出期限

令和5年6月30日（金）

(4) 回答

令和5年7月7日（金）までに、参加資格を有する事業者全員に送信する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出書（様式2、1部）
- ②業務実施体制調書（様式3、1部）
- ③配置予定者調書（様式4-1及び様式4-2、各1部）
- ④企画提案書（A4版、任意様式 10部）
- ⑤業務経歴書（様式5、1部）
- ⑥見積書（A4版、任意様式 1部）

(2) 提出期限

令和5年7月21日（金）

(3) 提出場所

2. 業務概要「(8) 主催者及び事務局」に同じ

(4) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにする。ただし、やむを得ない事情により直接来庁できない場合は、郵送での提出受付も検討するので、諫早市地域政策部環境政策課に事前に電話連絡を行うこと。

(5) その他

企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

8. 審査会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、提案書の審査を行うものとする。選定委員会は、総務部秘書広報課、こども福祉部子育て支援課こどもの城、地域政策部環境政策課、経済交流部商工観光課、上下水道局、教育委員会の課長級又は課長補佐級で構成する。（体調不良等により出席できない場合は欠席又は代理出席とする）審査にあたっては、担当事務に即した判断が必要な項目があることも勘案し、主任又は担当者が補助するものとする。以上の審査を経て、選定委員会において、価格評価点を加えた総評価点数に基づき総合的に判断の上、最も優秀な提案を行った事業者を決定し優先交渉権者として選定する。

9. 企画提案の審査及びヒアリング

審査会は、提案者が提出した企画提案書についてのヒアリングを行う。

(1) 審査会日時

令和5年7月（日時未定）

(2) 方法

- ・ 提案者1者につき15分間以内の説明の後、15分間程度の質疑を行う。
- ・ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に実施する。
- ・ 提案内容の説明は、本業務を担当する業務責任者が行うこと。ただし、質疑応答

に関しては、この限りではない。

- ・ プレゼンテーションに使用する機材等については、スクリーン、プロジェクター、パソコン及びその他必要な機材は本市が準備する。USBは事業者が準備すること。ただし、やむを得ない事情により機材等を持ち込む場合は、諫早市地域政策部環境政策課に事前に電話連絡を行うこと。

1 0. 審査項目及び全体に占める割合

(1) 業務の実施体制 (10/100)

業務を円滑かつ確実に遂行する体制が整っているか。

(2) 提案内容 (80/100)

①的確性：イベントの目的に即した的確な提案となっているか。

(啓発効果、集客、会場の配置)

②独創性：独創的な提案であるか。

③実現性：実現可能な提案であるか。

(3) 金額 (10/100)

(4) 業務経歴 (参考項目)

当該項目については、評価点を算出せず、審査の参考とするのみとする。

1 1. 審査方法

(1) 市の関係課職員で構成する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき、各審査委員が各提案者の提案についてそれぞれ審査を行う。ただし、見積金額が「2. 業務概要「(7) 提案上限額」を越えている場合は、審査対象から除外する。

(2) 審査は、「1 0. 審査項目及び全体に占める割合」に示す(1)から(3)までの項目の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

(3) 審査項目(1)の評価の基準は別紙1のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。

(4) 審査項目(2)の評価の基準は別紙2のとおりとし、審査委員会が評価点数を算出する。

(5) 審査項目(3)の評価は、提案額と最低金額との差を最低金額で除した値をもとに事務局が評価点数を算出する。なお、最低金額とは、全ての提案者の提案額のうち最も低い提案額のことをいう。

(6) 参加者が1者のみであった場合でも、審査会を開催し、妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

1 2. 契約予定者の選定及び随意契約による契約締結

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した者(以下、「最高得点提案者」という。)を契約予定者として選定する。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会の議決により選定する。

また、諫早市契約規則第20条第1項第2号の規定に基づき、当該最高得点提案者と随意契約により契約締結を行うものとする。

※ 審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議し、市が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続きを行うこととする。

13. 審査の通知

企画提案の審査の実施後10日以内に文書にて通知する。

14. 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記した応募者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

15. 企画提案に要する経費

企画提案等の作成に要する経費は、提案者が負担する。

16. その他

業務の一括再委託は認めない。一部業務再委託については発注者の承諾を得るものとする。